

平成19年2月7日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について
(平成18年12月13日 諮問第35号)

[315MHz帯タイヤ空気圧モニター、キースエントリーシステム等の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中村(治)課長補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5895

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

1 諮問の背景

近年、タイヤバースト防止等、自動車の走行の安全性を確保するため、タイヤ内に空気圧センサーを設置し、走行中のタイヤ内の空気圧情報を運転者へ通報するタイヤ空気圧モニターシステムや自動車のエンジンスイッチ操作やドアロックの開閉等の操作について、ユーザーの利便性及び快適性の向上を図るためのキーレスエントリーシステムの電波利用の需要が増大している。

現在、これらの無線システムの国内利用は、主に 315MHz 帯を使用し、発射する電波が著しく微弱な無線局（電波法第 4 条第 1 号に基づく免許を要しない無線局）として利用されているが、多様化する通信ニーズへの対応や自動車の国際流通の一層の促進を図るため、新たな無線システムの導入が求められている。

このため、総務省は、諸外国の技術基準を踏まえ、かつ、国内で既に運用している他の無線局との周波数共用を図り、これらの無線システムを新たな 315MHz 帯を利用する特定小電力無線局（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）として導入するための技術的条件案を作成し、平成 18 年 10 月 7 日から 11 月 6 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集しました。その結果に基づき、315MHz 帯を利用する特定小電力無線局の導入に必要な関係規定の整備を行うものである。

新たな小電力無線システムのニーズ



キーレスエントリー及びタイヤ空気圧モニター等の利用シーンのイメージ

2 改正省令案の概要 (別添)

- (1) 電波法施行規則
 - 特定小電力無線局が使用する周波数の電波を追加。
- (2) 無線設備規則

312MHz を超え 315.25MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の技術基準等を規定。

3 施行期日

平成 19 年 3 月下旬 公布・施行（予定）

315MHz 帯テレメーター、テレコントロール及びデータ伝送用

特定小電力無線局の導入に向けた省令改正の概要

項 目		主な技術的条件
免許を要しない無線局 【施行規則 第6条】		特定小電力無線局が使用する周波数の電波を追加 313.625MHz (312MHz を超え 315.25MHz 以下)
混信防止機能 【無線設備 第9条の4】		電波法施行規則第6条の2第3号に規定する機能 (識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの)
空中線電力の許容偏差 【設備規則 第14条】		上限 20%以内
副次的に発 する電波等 の限度 【設備規則 第24条】	1GHz 以下	任意の 100kHz 幅で 4nW 以下
	1GHz を超えるもの	任意の 1MHz 幅で 4nW 以下
特定小電力無線局の無線設備 【設備規則 第49条の14】		312MHz を超え 315.25MHz 以下の周波数の電波を使用 するもの イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開け ることができないこと。ただし、電源設備、制御 装置その他総務大臣が別に告示する装置につい ては、この限りでない。 ロ 給電線及び接地装置を有しないこと。 ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合す る送信時間制限装置を備え付けていること。
周波数の許容偏差 【設備規則 別表第1】		周波数の許容偏差は、指定周波数帯で規定することを 可能とする。
不要発射の強 度の許容値 【設備規則 別 表第3】	1GHz 以下 (312MHz を 超 え 315.25MHz 以下の周波数 を除く)	任意の 100kHz 幅で 250nW 以下
	1GHz を超えるも の	任意の 1MHz 幅で 1 μ W 以下

平成19年2月7日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成18年12月13日 諮問第36号)

[テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用周波数の拡大に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、石黒係長)

電話：03 - 5253 - 5875

周波数割当計画の一部変更案について

ーテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用周波数の拡充ー

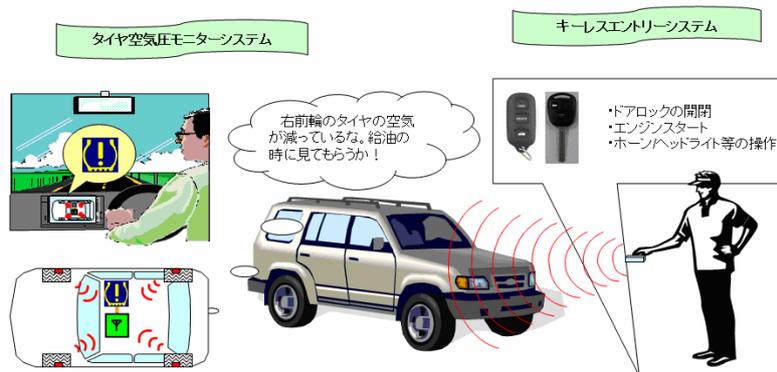
諮問の内容

近年、タイヤバースト防止等、自動車の走行の安全性を確保するため、タイヤ内に空気圧センサーを設置し、走行中のタイヤ内の空気圧情報を運転者へ通報するタイヤ空気圧モニターシステム、自動車のエンジンスイッチ操作やドアロックの開閉をはじめ、ホーンやヘッドライト等の操作についてユーザーの利便性及び快適性の向上を図るキーレスエントリーシステム等の電波利用の需要が増大している。

現在、これらの無線システムは、主に 315MHz 帯を使用し、発射する電波が著しく微弱な無線局（電波法第4条第1号に基づく免許を要しない無線局）として利用されているが、多様化する通信ニーズへの対応や自動車の国際流通の一層の促進を図るため、新たな無線システムの導入が求められている。

このため、これらの無線システムの導入に向け、諸外国の技術基準を踏まえ、国内で既に運用している他の無線局との周波数共用を図りつつ、315MHz 帯を利用する特定小電力無線局（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）を制度化することとし、これに必要な周波数割当表の変更等、周波数割当計画の一部変更を行おうとするものである。

新たな特定小電力無線システムのニーズ



タイヤ空気圧モニター及びキーレスエントリー等の利用シーン（一例）

○周波数割当計画（平成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を変更する告示案 新旧対照表

（二重下線部が変更箇所）

変 更 後							変 更 前						
第2 周波数割当表							第2 周波数割当表						
第2表 27.5MHz — 10000MHz							第2表 27.5MHz — 10000MHz						
国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用 に関する条件 (6)	国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用 に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)				第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
273-312 固定			(略)	(略)	(略)	(略)	273-312 固定			(略)	(略)	(略)	(略)
移動			287.95-322	陸上移動	公共業務用	<u>テレメーター</u>	移動			287.95-322	陸上移動	公共業務用	
5.254				海上移動	小電力業務用（ <u>テレメーター</u> <u>用、テレコント</u> <u>ロール用及び</u> <u>データ伝送用</u> ）	<u>用、テレコント</u> <u>ロール用及び</u> <u>データ伝送用</u> への割当ては、 <u>別表6-3-2-1</u> による。	5.254				海上移動	一般業務用	
312-315 固定			J60A				312-315 固定			J60A			
移動				航空移動	公共業務用		移動				航空移動	公共業務用	
移動衛星（地球から宇宙） 5.254 5.255					一般業務用		移動衛星（地球から宇宙） 5.254 5.255					一般業務用	
315-322 固定							315-322 固定						
移動							移動						
5.254							5.254						
国内周波数分配の脚注							国内周波数分配の脚注						
J60A							J60A						
小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。							小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。						
別表							別表						
6 免許を要しない無線局関連							6 免許を要しない無線局関連						
別表6-1-1～別表6-3-1 (略)							別表6-1-1～別表6-3-1 (略)						
特定小電力無線局の周波数表							特定小電力無線局の周波数表						
別表6-3-2-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表							別表6-3-2-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表						
315MHz 帯の周波数の電波			313.625MHz				315MHz 帯の周波数の電波			313.625MHz			
を使用する無線設備							を使用する無線設備						

400MHz 帯の周波数の電波 を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 8.5kHz 以下の 無線設備	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
		429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれ らの周波数に 19.9MHz を加えたもの。ただし、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャンネルとする。		
	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
1200MHz 帯の周波数の電波 を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 16kHz 以下の 無線設備	1216.0125MHz 以上 1216.9875MHz 以下の周波数であって、 1216.0125MHz 及び 1216.0125MHz に 25kHz の自然数倍を加えたもの 並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。ただし、 <u>1216.0125MHz、1252.0125MHz、1216.5125MHz 及び 1252.5125MHz</u> は周波数制御用チャンネルとする。
		占有周波数帯幅が <u>16kHz を超え</u> 32kHz 以下の無線設備

別表 6-3-2-9 ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

62.5GHz

別表 6-3-2-12 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

403.5MHz

別表 6-3-4 小電力データ通信システムの無線局の周波数表

<u>2441.75MHz 2484MHz</u>
5170MHz* 5180MHz 5190MHz* 5200MHz 5210MHz* 5220MHz 5230MHz* 5240MHz 5260MHz 5280MHz 5300MHz 5320MHz

占有周波数帯幅が 8.5kHz 以下の無線設備	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
	429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
	429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、 429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの の、及びこれらの周波数に 19.9MHz を加えたもの。ただし、 429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御チャンネルとする。
占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
占有周波数帯幅が 16kHz 以下の無線設備	1216.0125MHz 以上 1216.9875MHz 以下の周波数であって、 1216.0125MHz 及び 1216.0125MHz に 25kHz の自然数倍を加えたもの、 並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。ただし、 <u>1216.0125MHz 及び 1252.0125MHz 並びに 1216.5125MHz 及び</u> <u>1252.5125MHz</u> は周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が 32kHz 以下の無線設備

別表 6-3-2-9 ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

59GHz を超え 66GHz 以下

別表 6-3-2-12 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

402MHz を超え 405MHz 以下

別表 6-3-4 小電力データ通信システムの無線局の周波数表

<u>2400MHz 以上 2483.5MHz 以下の周波数及び 2471MHz 以上 2497MHz 以下の周波数</u>
5170MHz* 5180MHz 5190MHz* 5200MHz 5210MHz* 5220MHz 5230MHz* 5240MHz 5260MHz 5280MHz 5300MHz 5320MHz

24.77GHz 以上 25.23GHz 以下の周波数であって、24.77GHz 及び 24.77GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの

27.02GHz 以上 27.46GHz 以下の周波数であって、27.02GHz 及び 27.02GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの

*印のついた周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

24.77GHz 以上 25.23GHz 以下の周波数であって、24.77GHz 及び 24.77GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの

27.02GHz 以上 27.46GHz 以下の周波数であって、27.02GHz 及び 27.02GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの

*印のついた周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

平成19年2月7日

電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の
各一部を改正する省令案について
(平成19年2月7日 諮問第3号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(末永課長補佐、正村係長)

電話：03-5253-5874

電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則 の各一部を改正する省令案について

1 趣旨

無線局の免許申請手続等の電波監理業務及び無線従事者の免許申請処理業務については、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき策定した各業務の業務・システム最適化計画により、見直しを行っているところである。

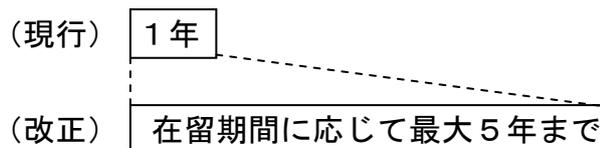
この業務・システム最適化計画では、電子政府構築計画の趣旨に従い、申請手続の簡素・迅速化、利便性の向上、負担の軽減をはじめ、制度の見直しについて重点的かつ計画的に取り組むこととしており、今回この計画に基づき、無線局の免許申請の審査及び無線局の運用・監督に係る規定並びに無線従事者の免許申請処理等に関する規定の見直しを行うものである。

2 概要

電波法施行規則の改正

(1) 無線局の免許の有効期間の見直し

ア 永住権を有しない外国人が開設するアマチュア局の免許の有効期間

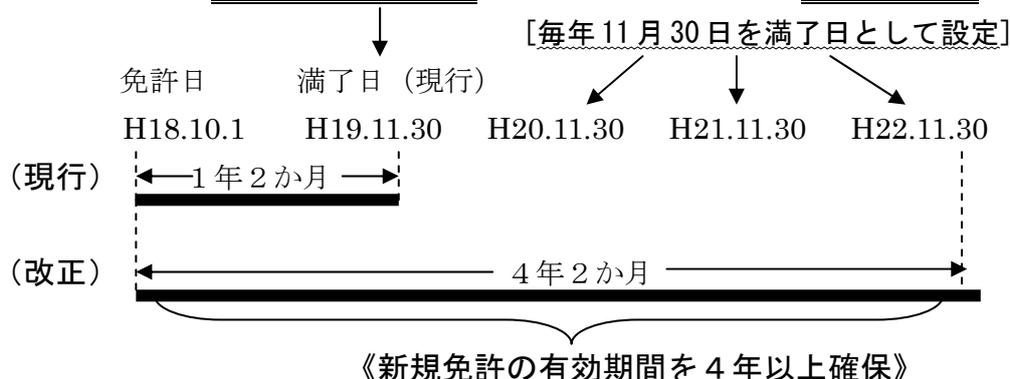


★在留期間の確認は審査基準で規定

イ 船上通信局及び無線航行移動局の新規免許の有効期間の満了日

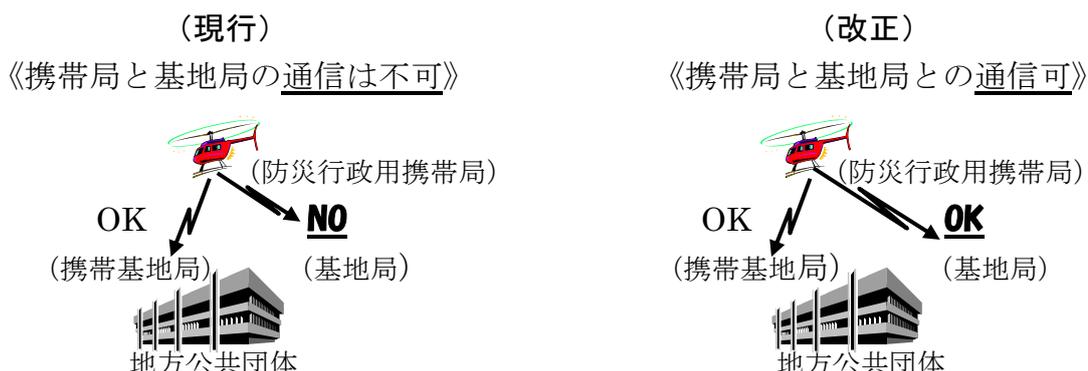
【H18. 10. 1 に免許を受けた無線航行移動局の例】

◎現在の満了日は5年に一度の一定日 ⇒ 改正後の満了日は毎年の一定日



★ 陸上移動局等も毎年の一定日 (5月31日)を設定し、一斉再免許の処理をしている。

- (2) 地方公共団体が開設する携帯局と陸上移動業務の局との通信の可能化
 防災行政用の携帯局と陸上移動業務の局(基地局等)との間の通信は、
 電波法第52条の目的外使用の禁止規定に該当しないこととする。

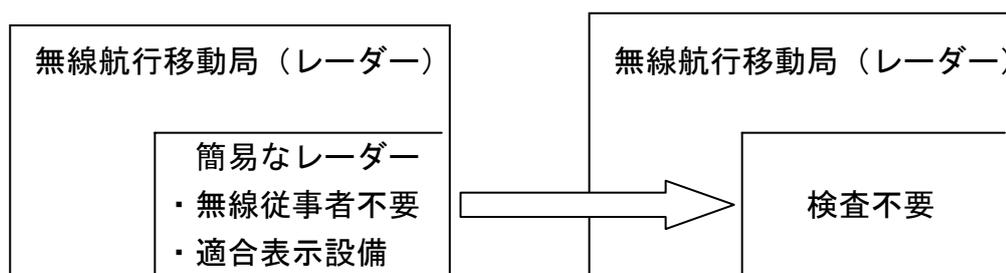


(3) 定期検査を行わない無線局

ア 特定の無線航行移動局(船舶レーダー)

空中線電力が5kW未満で、適合表示無線設備のみを設置する無線航行移動局は、定期検査を不要とする。

★ 船舶への設置義務のないもの(任意設置)を対象とする(約1,900局)。

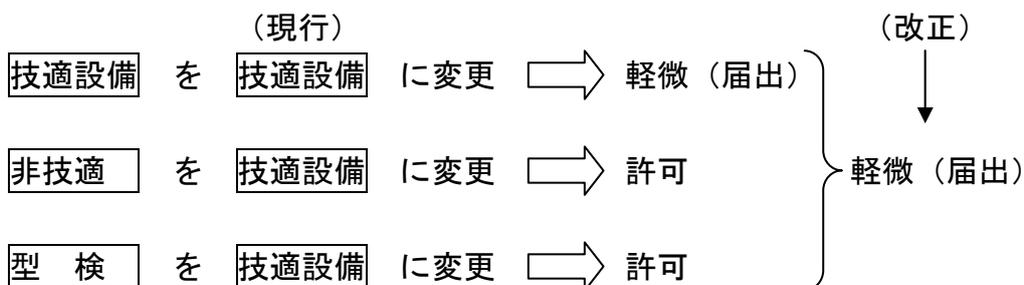


イ 特定の地上デジタル放送の中継局

地上デジタル放送を行う放送局であって空中線電力が0.05W以下のものは定期検査を不要とする。

(4) 許可を要しない工事設計の変更

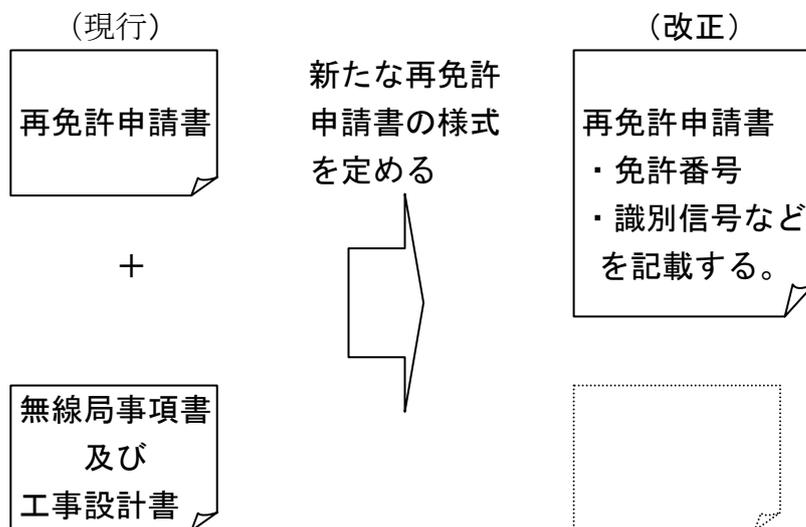
無線設備を技適設備に変更する場合であって、指定事項や電気的特性に影響のないものは変更許可の手続を要しないこととする。



無線局免許手続規則の改正

(1) 陸上移動局、携帯局等の再免許申請の様式

陸上移動局、携帯局、アマチュア局、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請の審査に必要な事項は、再免許申請書に記載させることとし、無線局事項書及び工事設計書の提出は要しないこととする。



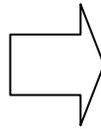
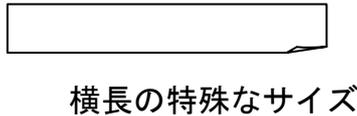
(2) 再免許申請における記載事項の省略

放送をする無線局以外の無線局の再免許申請の審査において必要不可欠な情報でない最初の免許の年月日の記載は要しないこととする。

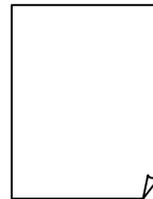
無線従事者規則の改正

- (1) 無線従事者免許申請書の様式の見直し
申請書様式の Web からのダウンロードを可能にするとともに、記載事項記入要領等の明確化を図る。

(現行)



(改正)



- (2) 無線従事者免許証様式の見直し
海上無線通信士等 R R 上の資格（総合、海上、航空無線通信士）の免許証の英文表記の機械化処理を可能にするとともに、第 1 級海上特殊無線技士の免許証をラミネートから手帳タイプにする（現在は 2 枚もの）。
- (3) 船舶局無線従事者証明書の様式の見直し
現行の様式は、船舶局無線従事者証明に係る再訓練の履歴が 3 回までしか記載できないが、6 回までの履歴を記載できるようにする。

3 スケジュール

平成 19 年 2 月 7 日	電波監理審議会諮問
〃	パブリックコメント開始
平成 19 年 4 月 1 1 日	電波監理審議会答申（予定）
平成 19 年 4 月下旬	公布・一部施行
平成 19 年夏	免許・再免許に関する改正規定の施行
平成 20 年 4 月 1 日	無線航行移動局の定期検査省略規定及び無線従事者規則の改正規定の施行

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年2月7日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成19年2月7日 諮問第4号)

[高速無線LAN及び体内植込型医療用遠隔計測システムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

【高速無線LANの導入について】

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課

(今井課長補佐、佐々木係長)

電話：03-5253-5886

【体内植込型医療用遠隔計測システムの導入について】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中村課長補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5895

電波法施行規則、無線設備規則及び 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の 各一部を改正する省令案について

－ 高速無線 LAN 及び体内植込型医療用遠隔計測システムの導入 －

1 諮問の概要

(1) 高速無線 LAN の導入（イメージは参考 1-1 及び 1-2）

近年、無線 LAN は、これまでの家庭内・オフィス内での構内 LAN としての利用形態に加え、駅やホテル等における公衆無線 LAN スポットとして利用、地域におけるデジタル・ディバイド対策のための各家庭への加入者回線（ラストワンマイル）として利用等、利用形態が拡大しつつあります。

このように様々な場面で普及が進む無線 LAN については、ADSL の高速化や FTTH の進展といった有線系システムのブロードバンド化を背景に、光ファイバー等の有線系ブロードバンドに遜色のない、100Mbps 以上の伝送速度を実現する高速な無線 LAN の早期実現が求められているところです。

また、平成 17 年 12 月に公表された「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」の報告書において提案されているとおり、次世代情報家電のホームリンクを実現するための手段としても、高速化に対応した無線 LAN が期待されております。

こうした状況のなか、平成 18 年 12 月、情報通信審議会から「5GHz 帯の無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「高速無線 LAN の技術的条件」について一部答申を受けました。今般、この一部答申を踏まえ、高速無線 LAN の導入のための関係規定の整備を行うものです。

《改正する省令の内容》

ア 電波法施行規則

免許を要しない無線局のうち小電力データ通信システムの無線局が使用する周波数の電波を追加すること。【第 6 条第 4 項関係】

イ 無線設備規則

小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び 5GHz 帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備のうち、占有周波数帯幅が 38MHz

z までのものの技術的条件を規定すること。【第 49 条の 20 第 1 号、第 3 号及び第 3 号の 2、第 49 条の 21、別表第 1 号、別表第 2 号並びに別表第 3 号関係】

ウ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

小電力データ通信システムの無線局及び 5 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局に使用するための特定無線設備を変更すること。【第 2 条第 1 項、別表第 2 号及び様式第 7 号関係】

(2) 体内植込型医療用遠隔計測システムの導入（イメージは参考 2）

総務省は、平成 17 年 8 月に、体内に植え込まれ、又は一時的に留置された無線設備を搭載した医療機器（以下「体内無線設備」といいます。）と当該体内無線設備の制御を行う体外無線制御設備との間で生体信号及び体内無線設備を起動又は停止させる情報等の伝送に電波を利用する体内植込型医療用データ伝送システム（MICS: Medical Implant Communications System）の制度を整備しました。

最近になって、諸外国は、体外無線制御設備からの制御がなくても体内無線設備からの生体信号等の情報を乗せた電波を体外の受信設備に定期的に送信し、電気通信回線を通じて病院の医師等に伝送する体内植込型医療用遠隔計測システム（MITS : Medical Implant Telemetry System）が利用できる環境作りを進めているところです。

本件は、我が国においても MITS が利用できるよう制度の改正を行うため、必要な省令案について電波監理審議会に諮問を行うものです。

《改正する省令の内容》

無線設備規則

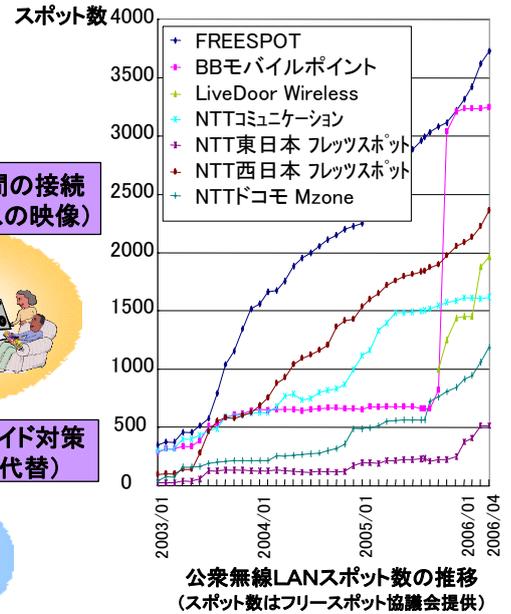
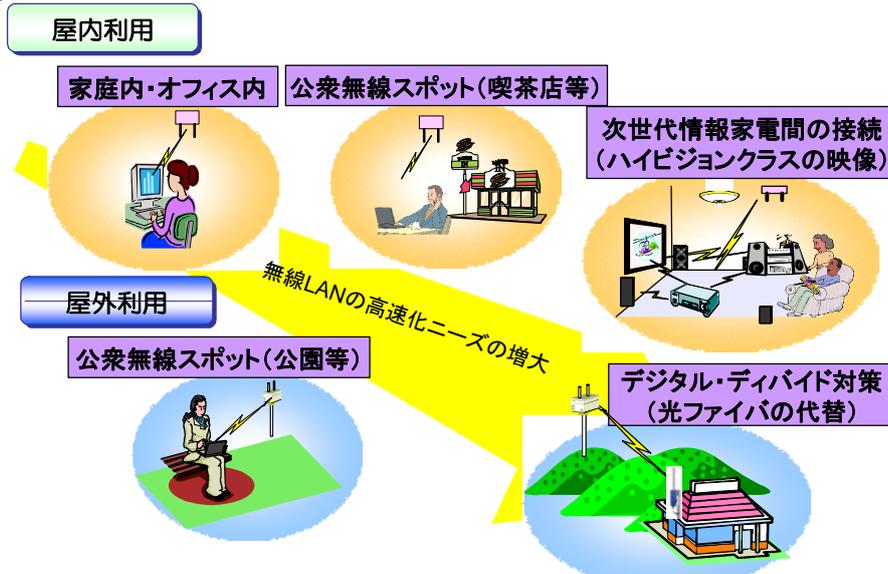
402MHz を超え 405MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって体外無線制御設備の制御により電波を発射する規定に該当しない体内無線設備を定めること。【第 49 条の 14 関係】

2 施行期日

公布の日から施行予定。

無線LANの利用シーン（利用ニーズ）の拡大

無線LANの利用シーンの拡大

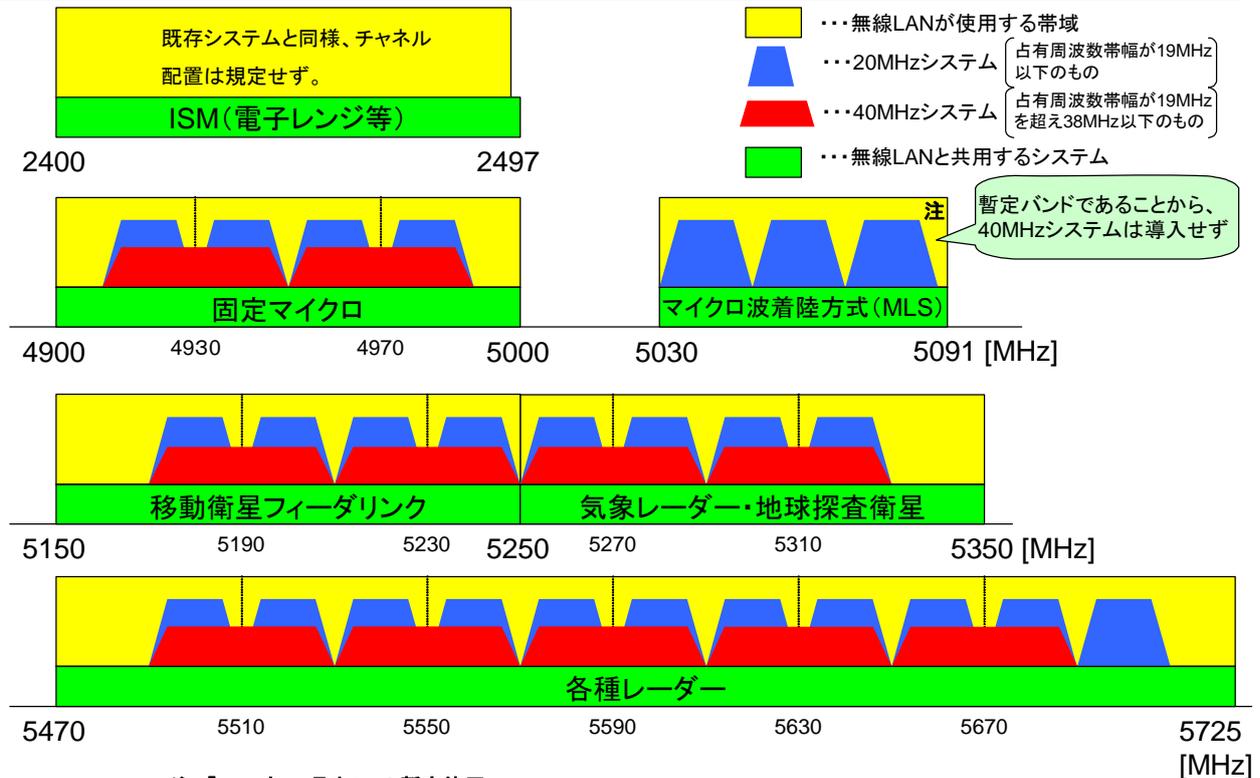


無線LANの伝送速度を高速化するニーズの増大

国際標準化(IEEE802.11n)動向を踏まえ、無線LANの実効伝送速度を10倍以上(100Mbps以上)にするための技術基準の見直し
 2006年12月 情通審答申「高速無線LANの技術的条件」
 2007年 2月 電監審諮問 4月 電監審答申 5月 公布・施行予定

高速無線LANの導入周波数帯及びチャネル配置

暫定バンド(5.03GHz帯)を除く既存の無線LANが使用するすべての周波数帯に導入



無線設備の技術的条件の概要

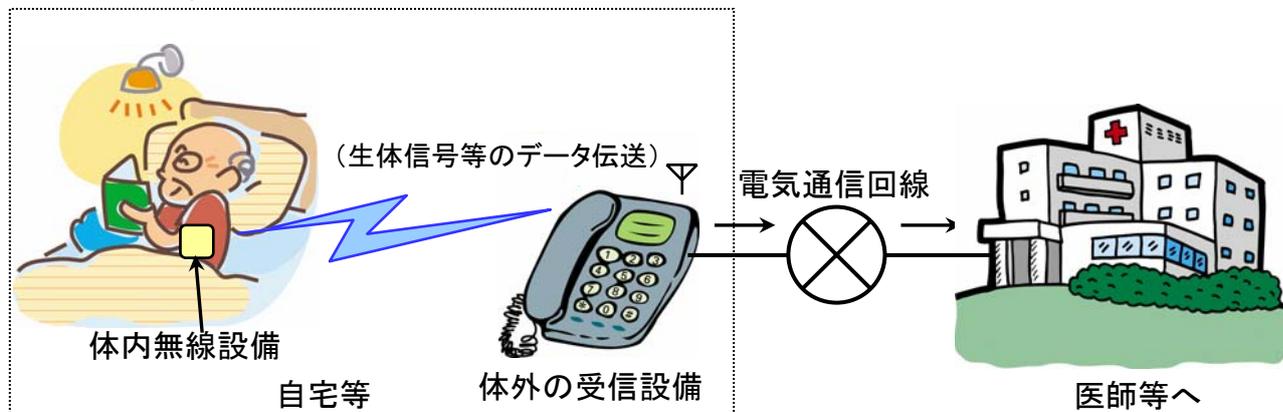
周波数帯	2.4 GHz	4.9-5.0 GHz	5.03-5.091 GHz ^注	5.15-5.25 GHz	5.25-5.35 GHz	5.47-5.725GHz
使用場所	屋内外 (航空機内等含む)	屋内外 (航空機内等含まず)		屋内限定 (航空機内等含む)	屋内限定 (航空機内等含む)	屋内外 (航空機内等含む)
チャンネル間隔	規定なし	5/10/20 MHz 40 MHz	5/10/20 MHz	20 MHz 40 MHz		
変調方式 20MHz 40MHz	規定なし	OFDM方式、DS方式、シングルキャリア方式				
	OFDM方式		対象外	OFDM方式		
最大空中線電力 20MHz 40MHz	2.427-2.47075GHzを使用するFH方式の場合:3mW/MHz FH方式を用いないOFDM・DS方式の場合:10mW/MHz 上記以外の方式の場合:10mW	250 mW かつ 50 mW/MHz		OFDM・DS方式の場合 : 10 mW/MHz シングルキャリア方式の場合 : 10 mW		
	5 mW/MHz	250 mW かつ 25 mW/MHz	対象外	5 mW/MHz		
最大空中線利得	12.14 dBi	13 dBi		規定なし		
最大e.i.r.p. 20MHz 40MHz	規定なし			10 mW/MHz	50 mW/MHz	
				5 mW/MHz	25 mW/MHz	
キャリアセンス 20MHz 40MHz	規定なし	義務付け				
	義務付け		対象外	義務付け		
DFS、TPC ^{注2}	不要				必要(親局のみ)	
接続形態	任意	親局-子局(中継可能)		任意	任意 (親局に制御されていない局同士は不可)	

注1 2012年11月までの暫定使用。

注2 DFS(Dynamic Frequency Selection) : 無線LANがレーダーと周波数を共用して使用するための機能。

TPC(Transmitter Power Control) : 無線LANの一通信系における平均の空中線電力を3dB下げる機能。

【MITSの構成例】



平成19年2月7日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年2月7日 諮問第5号)

[高速無線LANの導入に伴う変更]

[体内植込型医療用に使用する周波数の目的の拡充に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、棚田係長、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 高速無線 LAN の導入に伴う変更

近年、無線 LAN は、これまでの家庭内・オフィス内での構内 LAN としての利用形態に加え、駅やホテル等における公衆無線 LAN スポットとしての利用、地域におけるデジタル・ディバイド対策のための各家庭への加入者回線（ラストワンマイル）としての利用等、利用形態が拡大しつつある。

このように様々な場面で普及が進む無線 LAN については、ADSL の高速化や FTTH の進展といった有線系システムのブロードバンド化を背景に、光ファイバー等の有線系と遜色のない、100Mbps 以上の伝送速度を実現する高速な無線 LAN の早期実現が求められている。

こうした状況のなか、平成 18 年 12 月 21 日、高速無線 LAN の導入に向け、情報通信審議会から「高速無線 LAN の技術的条件」について一部答申を受けた。

今般、この一部答申を踏まえ、5GHz 帯無線アクセスシステム及び小電力データ通信システムへチャネル幅 40MHz システムを導入可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

（参考：高速無線 LAN の導入に伴う変更）

【変更内容】

周波数の使用条件を規定する別表にチャネル幅 40MHz システムの周波数を追加するなど、必要な規定の整備を図る。

II 体内植込型医療用に使用する周波数の目的の拡充に伴う変更

総務省では、平成 17 年 8 月に、体内に植え込まれ又は一時的に留置された無線設備を搭載した医療機器（以下「体内無線設備」という。）と当該体内無線設備の制御を行う体外無線制御設備との間で生体信号及び体内無線設備を起動又は停止させる情報等の伝送に電波を利用する体内植込型医療用データ伝送システム（MICS: Medical Implant Communications System）の制度を整備した。

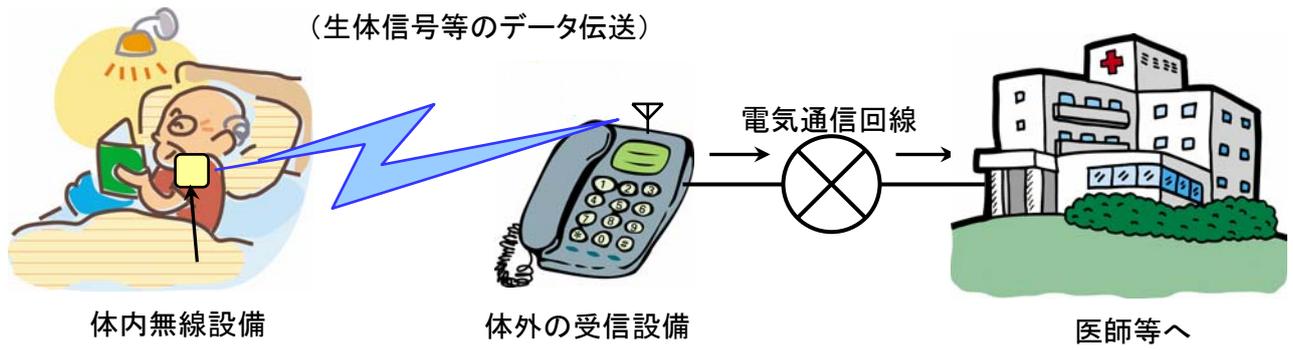
最近になって、諸外国では、体外無線制御設備からの制御がなくても体内無線設備からの生体信号等の情報を乗せた電波を体外の受信設備に定期的を送信し、電気通信回線を通じて病院の医師等に伝送する体内植込型医療用遠隔計測システム（MITS: Medical Implant Telemetry System）を利用できる環境作りを進めている。

本件は、我が国においても MITS を導入できるよう、周波数割当計画の一部を変更するものである。

【変更内容】

無線局の目的に「体内植込型医療用遠隔計測用」を追加し、周波数の使用条件を規定する別表を追加する。

【MITSの構成例】

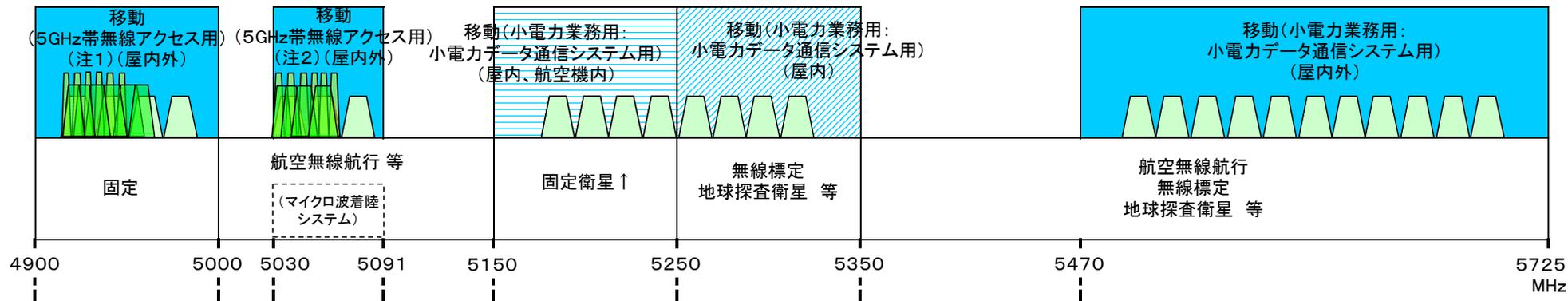


Ⅲ スケジュール

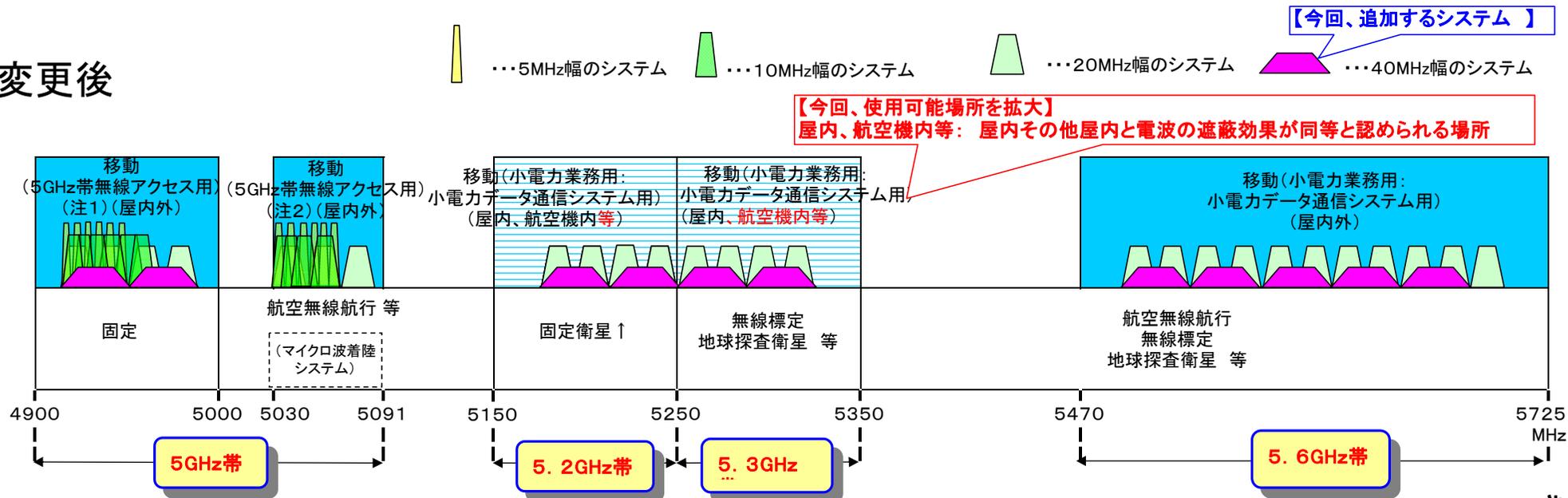
答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

高速無線LANの導入に伴う変更

変更前



変更後



注1：2007年までは固定マイクロと共用（特定公示局を開設することが出来る地域については、2005年まで）、それ以降は専用で使用
 注2：2012年11月30日までの暫定使用

平成19年2月7日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成19年2月7日 諮問第6号)

[地上デジタルテレビジョン放送の中継局の技術基準]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送技術課

(福島課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5787

無線設備規則の一部を改正する省令案について

1 改正背景

放送の完全デジタル化が本格化する中、2003年12月に三大都市圏において開始された地上デジタル放送は、平成18年12月までに全国の都道府県庁所在地において開始された。これまで、地上デジタル放送の放送局には1つの技術基準しかなく、中継局にも親局と同じ基準が適用されてきた。

地上デジタル放送は、中継局ロードマップの公表(平成17年12月)、情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第3次中間答申(平成18年8月)を経て、平成19年度以降中継局整備が本格化する。その迅速な整備に資するため、中継局の技術基準の策定が求められている。

本年1月24日に、情報通信審議会より、「放送システムに関する技術的条件」のうち「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」が答申されたことを受け、同条件に沿って規定の整備を行う。

2 改正省令案の概要 (無線設備規則)

地上デジタル放送の中継局の周波数の許容偏差、空中線電力の許容偏差、搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定を追加する。(別紙参照)

3 施行期日

平成19年5月下旬 公布・施行(予定)

地上デジタル放送の中継局に関する技術基準(案)

太字：改正案

■：うち無線設備規則への規定部

	放送局 (上位局がない局)	他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局(上位局がある局)		
		0.5W超	0.05W超~0.5W以下	0.05W以下
周波数許容偏差 (注3)	500Hz (注2)	3kHz	10kHz	20kHz(注1)
空中線電力許容偏差	+10% / -20%		+20% / -20%(注4)	+50% / -50%(注1)

(注1) 電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送局に限る。

(注2) SFN運用する場合は、上位局がない局にあつては1Hzとする。

(注3) SFN運用の関係にある局間は、上表に示す各々の許容偏差を満足した上で局間相互の**相対偏差が10Hz以内**であるものとする。

(注4) **複数波同時増幅を行う送信設備に限る。**

	2.5W超	0.25W超~2.5W以下	0.25W	0.025W超~0.25W未満	0.025W以下
	スペクトルマスク	50dBマスクに対応	50dBマスクと40dBマスクの中間に対応(注5)	40dBマスクに対応(注5)	40dBマスクと30dBマスクの中間に対応(注6)

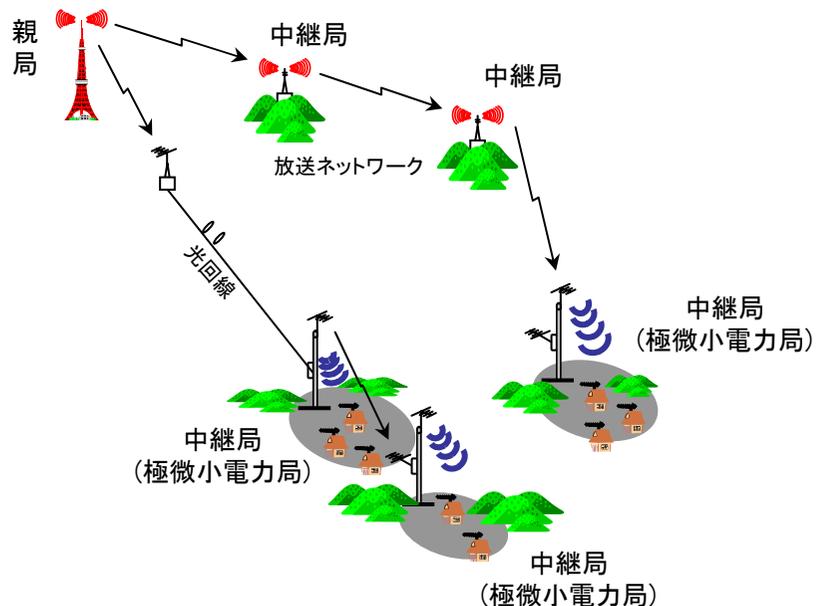
(注5) 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数が自局の実効輻射電力の10倍未満のアナログ放送に使用されない場合に限る。

(注6) **自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数がアナログ放送に使用されない場合に限る。**

地上デジタル放送の放送局

参考

1 中継局の利用イメージ



2 中継局の整備計画(概数)

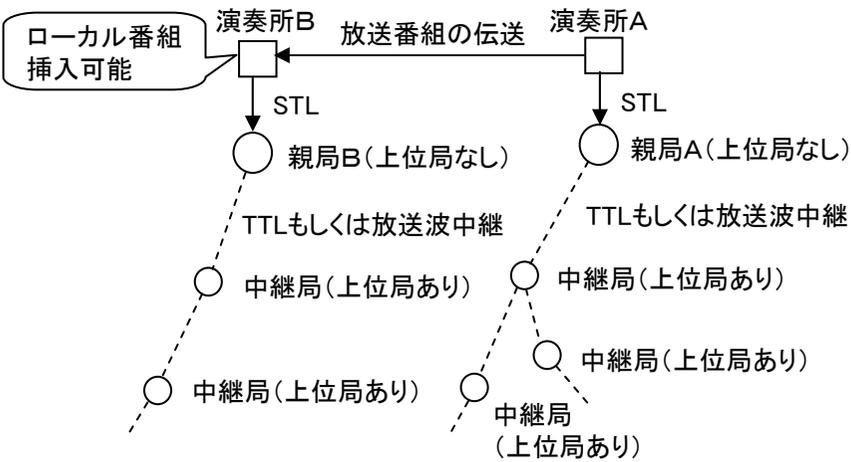
(局)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
0.5W超	500	1,100	1,500	900	400	約4,400
0.05W超~0.5W以下	~10	200	700	1,300	1,300	約3,500
0.05W以下	0	~5	100	600	1,400	約2,100

3 局の分類

- 1) 上位局がない局 (⇒放送事業者の放送内容を一次的に電波で送信する局)
 - ア 親局A:所謂「親局」
 - イ 親局B:所謂「中継局」のうち、ローカル番組の挿入が可能なもの
- 2) 上位局がある局 (⇒1)の局の電波を受信して再発射する局)

中継局:所謂「中継局」のうち、1)イ以外のもの



- 3) 極微小電力局

電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とし、極微小電力(0.05W)で送信する中継局

平成19年2月7日

日本放送協会平成19年度収支予算等に
付する総務大臣の意見について
(平成19年2月7日 諮問第7号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(金澤課長補佐、石川係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成19年度収支予算等に 付する総務大臣の意見について

- (1) 日本放送協会平成19年度収支予算等の概要 … 1
- (2) 日本放送協会平成19年度収支予算、事業計画
及び資金計画に付する総務大臣意見 … 3
- (参考) 平成19年度NHK収支予算等に付する総務大臣意見のポイント … 6

日本放送協会平成19年度収支予算等の概要

1 収支予算のポイント

(単位：億円、切捨て)

	18年度予算	19年度予算	増減額
事業収入	6,217	6,348	131
受信料	5,940	6,130	190
その他	277	218	▲59
事業支出	6,217	6,307	89
事業運営費	5,324	5,434	109
減価償却費等	893	873	▲20
事業収支差金	0	41	41
建設費	698	707	9

- 受信料収入は、3年ぶりに増加（対前年度予算比）
- 事業収入が不祥事発生前の水準に到達しない中、予算の重点配分を行う一方で経費削減を行い、事業収支差金（41億円）を債務償還に充当することにより、収支を均衡。
 - ・番組の質を充実させるため、番組関係経費（2,118億円）は、重点的に配分（123億円増、対前年度比6.2%）
 - ・「平成18年度～20年度 NHK経営計画」で打ち出した、3か年1,200人削減の計画に沿って、新たな人員削減（▲395人）により人件費を削減
- 受信料の月額は据え置き（17年間連続）
（カラー契約 1,395円、衛星カラー契約 2,340円（訪問集金の場合））
- 受信料体系を見直して、平成19年10月より普通契約をカラー契約に統合し、名称を「地上契約」に、衛星普通契約を衛星カラー契約に統合し、名称を「衛星契約」に変更（金額は、現行のカラー契約及び衛星カラー契約と同じ）。
- 受信契約の件数（受信料の全額が免除されるものを除く。）

	17年度決算	18年度見込	19年度予算における同年度末の見込み（同年度内の増加）
受信契約の件数	3,618万件	3,619万件	3,639万件（20万件増）
衛星契約の件数	1,247万件	1,282万件	1,322万件（40万件増）
未收件数	359万件	329万件	297万件（32万件減）

2 事業支出のポイント

NHKの平成19年度予算説明資料によれば、スクラップアンドビルドを徹底する観点からの予算の重点配分項目及び経費削減項目は次のとおり

(1) 重点配分 (193億円)

- 国内放送〔重点的に取り組む番組〕 (111億円)
 - ・「NHKスペシャル」など大型企画の充実
 - ・アジア情報や海外ドキュメンタリーの強化
 - ・第21回参議院議員通常選挙、第16回統一地方選挙など選挙報道の充実 等
- 国内放送〔番組関係共通経費・技術関係経費の充実〕 (47億円)
 - ・アーカイブス・オンデマンド事業の整備 等
- テレビ国際放送の充実 (10億円)
 - ・英語番組の新設、英語ニュースの増によるテレビ国際放送費の増 等
- コンプライアンスの徹底・ガバナンスの強化 (6億円)
 - ・不正根絶に向け、業務全般にわたる内部統制機能の構築 等

※ 上記以外に、今後本格化する地上デジタル放送設備の中継局設備 (209局) 等の整備に必要な経費として342億円を計上。

(2) 経費削減 (▲194億円)

- 人件費 (▲36億円)
 - ・要員体制を効率化し、H19年度中に▲395人の削減
 - ・社会保険料など厚生保健費の減 等
- 運用経費 (▲50億円)
 - ・再リースや仕様見直しなど情報システム運用費の削減
 - ・効率的な研究の推進による技術研究費の減 等
- 事業の管理経費等 (▲7億円)
 - ・水道光熱費の削減など放送会館運用経費の削減 等
- その他、放送関係においても効率化を行う等の削減を実施 (▲96億円)
 - ・制作本数の見直しによる予算規模の削減
 - ・スポーツ放送権料の抑制 等

※ 契約収納関係経費のトータルコストは、効率的な業務体制の構築の観点から、前年度から8億円減の761億円となり、経費率は12.4%と過去最低の水準となった。

日本放送協会平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する 総務大臣意見（案）

日本放送協会（以下「協会」という。）においては、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回る状況にあるものの、「平成18年度～20年度 NHK経営計画」を踏まえて、国民・視聴者の信頼回復、受信料収入の回復、業務の効率化に向けた取組を進める途上であり、また、放送サービスの充実やコンプライアンス関係経費に予算を重点配分しつつ、経費削減により収支均衡を維持しているところであり、協会の平成19年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、やむを得ない内容と認める。しかしながら、依然として受信料未契約世帯等の割合が全体の約3割近くにのぼるとともに、受信契約・収納に多額の経費を要するなど、受信料の公平負担の徹底や業務効率化等の観点から、なお改善されるべき点がある。

一方、平成16年度以降発覚した協会職員による経費の不正支出の影響により、受信料の不払件数が相当数にのぼることは、協会の財政の根幹を成す受信料収入に深刻な影響をもたらしているのみならず、受信料に支えられた公共放送の意義を問い直すこととなった。このため、総務省においても、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を受けて、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を公表し、経営委員会の抜本的改革等協会の改革を制度的に推進する観点から、今通常国会に所要の法案を提出する予定である。

協会においては、これらの制度改革を待つまでもなく、不祥事等により失われた国民・視聴者の信頼回復に向けた取組が必ずしも十分でないこと、また、受信料不払の状況が改善しつつあるとは言え、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回るなど依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、不祥事の再発防止を含め、協会の改革・再生に組織を挙げて取り組み、国民・視聴者の信頼回復に努めることを基本とすべきである。その上で、受信料の公平負担の確保に向けた取組を一層徹底するとともに、我が国の放送の発展等に資するべく協会の業務を着実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが必要である。

このため、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。

記

- 1 協会の改革・再生に向けて、公共放送の社会的責任を果たすという原点に立ち返り、豊かで、かつ、良い放送番組による放送を行うため、組織を挙げた改革を加速するとともに、改革への取組状況を国民・視聴者に公表、説明すること。また、新たな不祥事を根絶するため、収支予算等に盛り込んだコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化、視聴者との結びつきの強化等の各種措置を全力で推進すること。その際、経営委員会は協会の最高意思決定機関としての責任と権限を有することを十分認識し、外部有識者が

ら成るコンプライアンス委員会の助言を活用しつつ、協会内のガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、指導的役割を果たすこと。

- 2 受信契約の締結の徹底については、受信料を支払うべき者の約3割が未契約又は不払となっている現状にかんがみ、国民・視聴者に対し、受信料制度の意義や仕組み、改革に向けた協会の具体的取組について、保有するあらゆる媒体を通じた告知等を徹底すること。

また、協会においては、普通（白黒）契約のカラー契約への統合など受信料体系の改定をすることとしているが、これらの措置にとどまらず、受信料不払者及び未契約者の解消に向け、口座振替の推進及びホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなど、あらゆる措置について早急に検討の上、全力で取り組むこと。

あわせて、国民・視聴者からの信頼回復や経営改革の努力により見込まれる増収等については、真に必要な経費を見極めつつ、将来の受信料の減額を検討すること。

- 3 協会を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、収支予算等に盛り込んだ各種措置の実施にとどまらず、全部門において業務の改革・見直しに取り組むとともに、効果が上がると見込まれるあらゆる措置について検討し、業務の効率化を徹底すること。

特に、受信契約に係る契約収納関係経費については、当該経費が依然として760億円もの高い水準にある現状にかんがみ、収支予算等に盛り込まれた措置の実施に加え、政府の「市場化テスト（官民競争入札制度）」に準じて、可能な限りの外部業務委託を行うなど契約収納業務の抜本的な見直しを早急に検討し、経費削減の具体的な数値目標を設定すること。

なお、子会社等についても、その整理・統合計画を速やかに取りまとめて公表するとともに、これに基づき、協会と一体となった人員削減や統廃合等の経営改革を行うことにより、その合理化・効率化を推進すること。

- 4 国際社会における我が国に対する理解を深め、かつ、広めるとともに、我が国からの情報に期待する在外邦人の要望に応えるため、時事、国際情勢等に関する適時適切な放送を実施し、インターネットによる情報発信を補完的に活用しつつ、国際放送を効果的・効率的に推進すること。収支予算等に盛り込まれたラジオ国際放送の見直しに当たっては、公共放送として協会が果たすべき役割にかんがみ、海外における聴取実態等に十分配慮した運用を心がけること。

また、我が国から海外に向けた情報発信力を一層強化する観点から、現在の国際放送に加え、新たな外国人向けの映像国際放送の実施に向け、必要な検討を行うこと。

- 5 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、NHKアーカイブス等の積極的な利活用を図ること。その際、収支予算等に盛り込まれたNHKアーカイブス・オンデマンド事業は、必要な制度整備後、速やかに実施することができるよう、実施に向けた着実な準備を進めること。
- 6 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会にあっては、番組制作費の支出内訳に加え、職員の給与支給基準及び服務準則、伝送部門に係る経費など、協会の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。
- また、業務委託及び調達については、番組制作委託における企画提案競争を推進するほか、契約・経理処理手続の適正化及び競争契約比率の向上に努め、一層透明性の高い事業運営を推進すること。
- 7 地上デジタルテレビジョン放送については、平成23年のデジタル放送への全面移行に向け、中継局の整備や受信機の着実な普及を推進するとともに、国民・視聴者に対する周知・広報や受信者からの相談等に積極的に取り組むこと。また、携帯端末向けサービス（ワンセグ）の実施やデジタルラジオの実用化試験放送を通じ、放送のデジタル化を先導すること。
- 8 放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の視点に立ち、その期待に応え、公共放送に対する多様な要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。
- また、放送された番組に寄せられた国民・視聴者からの意見や要望に真しに耳を傾け、それらの意向を適切に反映できる仕組みづくりに努めるとともに、視聴覚障害者のための、字幕放送や解説放送等の計画的な継続・拡充に努めること。

平成19年度NHK収支予算等に付する総務大臣意見（案）のポイント

1 総論（結論）

○ 日本放送協会においては、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回るものの、放送サービスの充実やコンプライアンス関係経費に予算を重点配分しつつ、経費削減により収支均衡を維持しているところであり、協会の平成19年度の収支予算等については、やむを得ない内容と認める。

○ 一方、依然として受信料未契約世帯等の割合が全体の約3割近くにのぼるとともに、受信契約・収納に多額の経費を要するなど、受信料の公平負担の徹底や業務効率化等の観点から、なお改善されるべき点がある。

○ 受信料不払の状況が改善しつつあるとは言え、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回るなど依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、不祥事の再発防止を含め、協会の改革・再生に組織を挙げて取り組み、国民・視聴者の信頼回復に努めることを基本とすべき。

2 各論（配意すべき事項）

- ① 経営委員会は協会内のガバナンス強化とコンプライアンスの徹底に向け、指導的役割を果たすこと
- ② ホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなどに全力で取り組むこと
 - ・国民・視聴者からの信頼回復や経営改革の努力により見込まれる増収等については、真に必要な経費を見極めつつ、将来の受信料の減額を検討すること
- ③ 契約収納関係経費については、政府の「市場化テスト（官民競争入札制度）」に準じて、可能な限りの外部委託など業務の抜本的な見直しを検討し、経費削減の具体的数値目標を設定すること
 - ・子会社等についても、整理・統合計画を作成・公表し、協会と一体となった経営改革を実施すること
- ④ ラジオ国際放送の見直しに当たっては、海外での聴取実態等に十分配慮した運用を心がけること
 - ・情報発信力強化の観点から、新たな外国人向け映像国際放送の実施に向けた検討を行うこと
- ⑤ NHKアーカイブス等の積極的な利活用を図ること
- ⑥ 職員の給与支給基準及び服務準則、伝送部門に係る経費等、情報公開を一層積極的に進めること
- ⑦ 平成23年のデジタル放送への全面移行に向け、中継局整備等を推進するとともに、ワンセグの実施等を通じ、放送のデジタル化を先導すること
- ⑧ 放送後の番組に寄せられた国民・視聴者からの意見・要望を反映できる仕組みづくりに努めること